

## 第644回 統計審議会議事録

- 1 日時 平成18年12月8日(金) 13:30~15:40  
2 場所 総務省第1特別会議室 (中央合同庁舎第2号館8階)  
3 議題

(1) 答申事項

- ① 諮問第313号の答申「平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について」(案)  
② 諮問第314号の答申「平成19年に実施される全国物価統計調査の計画について」(案)

(2) 部会報告

- ① 第67回及び第68回人口・労働統計部会  
② 第129回及び第130回運輸・流通統計部会  
③ 第106回農林水産統計部会

(3) その他

4 配布資料

- ① 諮問第313号の答申「平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について」(案)  
② 諮問第314号の答申「平成19年に実施される全国物価統計調査の計画について」(案)  
③ 部会の開催状況  
④ 指定統計調査の承認等の状況  
⑤ 平成18年10月指定統計・承認統計・届出統計月報(第54巻・第10号)  
⑥ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】美添会長、篠塚委員、舟岡委員、新村委員、引頭委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省高橋統計調査部長、厚生労働省桑島統計情報部長、農林水産省長統計部長、  
経済産業省細川調査統計部長、国土交通省伴企画調整室長、東京都金子統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

総務省清水物価統計室長

【事務局(総務省政策統括官)】

総務省久布白政策統括官、同桑原統計審査官、同小林統計審査官

6 議事

(1) 答申事項

- ① 諮問第313号の答申「平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について」(案)

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料1の答申(案)の朗読を行った。続いて、篠塚人口・労働統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。  
篠塚部会長)では、ただいまの答申(案)に基づき、今までの経過などを含めて説明する。

本件に関しては、部会を全部で3回行ったが、まだ部会の報告をしていない第67回と第68回をあわせて説明したいと思う。

部会については配付資料の3のページ1とページ4のところを御覧いただきたい。

最初に、部会第67回のところからお話したい。

第67回部会は11月17日に開催された。論点メモに沿い、調査実施者から論点に関する考え方と、それから前回各委員からすべて御質問、御意見を頂いたので、それに対する回答の両方を踏まえて審議を行った。

部会の資料の1ページだが、論点1として、統計体系上の整理という項目がある。ここでは、アクチュアル・ベースの把握が適当であるかどうか、それからユージュアル・ベースの基準を

どう考えるかという二つを論点として用意した。この「ユージュアル・ベースの基準」という言い方であるが、アクチュアル・ベースの場合であれば月末1週間の就業状態を聞くのできちんと定義がされているのだが、ユージュアル・ベースの場合は「ふだんの」というだけなので、ふだんということの定義というのがあるのかどうかということで、ここでは基準という言葉を使っているが、この問題をどう考えるかということである。

しかし、実質的な審議としては、このような二つを並べた審議ができず、どうしても今回の計画の中では月末1週間というアクチュアル・ベースの調査事項を削除するという件に関しての議論が多く集中した。

また、この議論をしている最中に、「では、ユージュアル・ベースの基準をどういうふうにするか」ということについて若干の議論があった。そして、ふだん自分が働いているかどうかの判断基準として、どういうものを使うかというときに「調査票の記入の仕方」の中で、1年間で30日就業を基準にしているところがあるが、このような基準でよろしいかどうかということで議論があった。

今申し上げたアクチュアル項目を削除する計画については、対立した二つの意見が委員の中であった。一つは、アクチュアル・ベースの調査事項はユージュアル・ベースとのクロス集計結果によって、両者間で流動的な就業の実態が明らかになるという非常にいいメリットがあるから、今回の計画から削除することについては異議があるという意見。そして、なおかつユージュアル・ベースの基準を再検討することの新たな情報も得られるかもしれないという点から支持する案である。もう一つの意見は、このアクチュアル・ベースを入れることの意義・目的をはっきりしないで、前回と同じままの調査事項を入れることは、余り適当ではないのではないかという意見。こういう対立する意見があった。この第1回部会段階ではこのままで終わった。

2ページに入って、調査事項に関してさまざまな議論が行われた。今回の計画では、新しくさまざまな調査事項の追加があるが、それ以外に更に追加すべきことの見解がたくさん出た。それと変更・修正すべきところについての異なる意見などがあつた。さらに、この部会で新たな意見が出た。このような流れがあつたので、この三つについて説明する。

まず最初に、この計画にはなかつた件で追加を検討したらいいという意見についてだが、その第1点は、①にある「訓練・自己啓発」についてである。当初の計画では、この「訓練・自己啓発」のところは有業者だけを対象にする事項として新たに設けられた。しかし、この審議の中で、この件はぜひ無業者に対しても調査すべきではないかということになった。しかも、ただそれだけではなくて、せつかくこの「訓練・自己啓発」をやるのであれば、そのときの内容（はっきり分かるのは公的な助成のところだが）を、たとえば公的な部門の助成を得ているかどうかということも入れ込めないだろうかという意見が出た。この件に関しては、調査実施部局の方で現在の程度それが可能かどうかということを検討し、次の部会までにそのことを報告するという事になった。

次の②であるが、これは先ほどの答申（案）の中にあつたように、副業に関しては「記入の仕方」というところできつかりと例示をして、把握ができるようなことにしようということで合意が得られた。

それから少し飛ぶが、⑤の「育児」ということであるが、現在育児を行っているのかどうか今の段階ではちょっと分からないようになっているので、これが分かるように調査票を設計することができないかというような意見があつた。この時点では判断がつかかなくて、引き続き検討することとされた。

次に、今回の計画である変更や修正点に関する意見についてである。

2ページの①にあるように、「世帯主の続柄」についてだが、この世帯主の続柄については、平成14年調査では「配偶者あり」と「配偶者なし」の二つだけであつた。これに対して、今回の計画では「配偶者なし」のところを、未婚と死別・離別の二つに分ける計画になっている。

このことに関しては、今回の調査の主たる大きなねらいの中の一つとして、いわゆるニートの問題なども把握したいということがある。そこで、ここではニートという定義上の考え方は、結婚していない人のことを前提としているので、このように未婚という形で把握できるようになると、一歩踏み込んで若年無業者の的確な把握ができるのではないかとということで、このような計画案は適当であるとされた。

次に、②の「教育」のところだが、この教育の区分に関しても今回変更があった。この教育については、在学者数、卒業者数が現在増加していることを踏まえて、大学、大学院、専門学校と細分化して把握する計画になっている。これに関しては、特に専門学校などについては医療関係の従事者などが専門学校、短大・高専、こういった順序で的確に決まっているという意見があって、この意見を踏まえて配列の順序を変えるということにした。

それから③であるが、現行では「常雇・臨時雇・日雇」という三つの区分になっているが、臨時雇と日雇に関しては、雇用契約が1か月未満、1年未満という基準で分けしている。だが、今起きていることはどういうことかということ、有期契約の労働というのは3年とか、さらには5年まで延長ということが可能になっている。このような実態を考えると、今は常雇、臨時雇、日雇というような形の分け方だが、実態を的確にとらえていないのではないかと意見が出た。そして、この意見に関しては多くの委員が賛成した。だが、他の統計で使用されていることもあり、今回のこの調査ではやむを得ないけれども、このことは今後の課題として検討することとした。

なお、そのときに常雇の定義についても議論があり、常雇というのは臨時雇と日雇をまず定義して、臨時雇と日雇以外のものを常雇とする扱いになっているが、この定義についても検討すべきであるという意見が出た。

それから、⑤の「契約社員と嘱託」についてだが、これを年齢階層別に見ると、若年者に契約社員が多く、高年者には嘱託が多いというふうになっている。明らかに異なるわけなので、これらは分割すべきであるという意見になって、引き続きこれを検討することになった。

それから、⑥の「就業日数」だが、ここについては長時間労働者が増加しているという実態を的確にとらえるために、現在上限が250日以上となっているが、この250日以上の区分を細分化することはどうだろうかということで、引き続き検討することとした。

さらに、3ページにいくと、今回、この第67回の部会で新しく出た意見があったので、その意見については、次回第68回の部会で検討することとした。その大きな点の一つは①で、ふだん仕事をしているかどうかというのがどうしても決められないグレーゾーンの場合には、先ほど説明したけれども、1年のうちで30日以上仕事をしている場合を一つの目安として、仕事をしているというところに分けしようということになっている。しかし、年間就業日数の区分、これは調査票の中のA5の、この仕事の1年間の就業日数というところがあるが、今、下限のところは30日未満というふうになっている。ということであるので、今このユーチュアル、「ふだん」の定義をするときに1年間に30日程度というふうにした場合に、30日のところに何人ぐらいいるのかということがこの調査では把握できていないのではないかと意見があった。それで、下限の方、現在50日未満となっているところを30日未満というようなことも検討すべきではないかというような意見があった。

次に、③の「初職の状況」、これは今回新たに入った事項であるが、この初職の調査票のところでは、計画段階では雇用者に対して、常雇、臨時雇、日雇の区分を把握することとしている。この区分についても、部会において、先ほどと同じ理由であって、初職については特に常雇、臨時雇、日雇の項目が入らなくてもいいのではないかとというような意見があった。これを入れるかどうかということの必要性については、最後の第68回の部会までに検討することとした。

それから、集計事項のところだが、2行だけ書いているが、論点3として上がっている。集計事項については、国勢調査の分類レベルと同様の産業・職業分類に基づいて集計を行うとい

う説明が調査実施部局からなされた。国勢調査の詳細結果及び1%抽出速報でも同様の分類で集計している。本調査は約105万人を対象にしており、国際調査の1%抽出速報と同じ精度が確保できるということであったので、この集計に関する計画案は適当とした。

さらに、3ページの下の方だが、論点4として調査対象を掲げた。この調査対象については、抽出する住戸の数を約44万戸から約45万戸にし、そして調査区を約2万9,000から約3万に増加する計画になっている。これは、1世帯当たり15歳以上の世帯人員が減少している現状をかんがみて、前回調査と同程度の約105万人を維持するためには、調査区数や抽出単位数が増加しているものであり、このような計画は適当であるとした。

続いて、次の第68回の部会の説明をする。

4ページは第68回部会である。11月27日に開催された。ここでは、残った点について全部クリアしなくてはならないことになった。

まず、引き続きの審議事項として、①「月末1週間の就業状態」については、前回調査と違いが分かるような調査の設計、集計が必要という意見があった。

②の「居住地移動の理由」の削除については、ほかの調査事項との兼ね合いもあり、今回の調査ではやむを得ないとしたが、しかし、居住地移動と就業の関係というのは、実はとても重要であり、高齢者の問題を今回は重要視しているので定年後に居住地を変更する場合もあり特にそうではないかという意見があった。このことを踏まえて、今後はこの調査の中で毎年は無理だとしても、例えば10年置きで、つまり2回に1回ということだけでも、ローテーションでもいから把握すべきではないかということで、このことについて検討してほしいということになった。これは今後の課題として整理することにした。

それから、③の「雇用形態」について、前回第67回の部会で引き続き検討するとされた「契約社員」と「嘱託」の区分だが、調査実施部局から、修正案どおり「契約社員・嘱託」を分割して分けるということで了承を得た。

次に、④の「年間就業日数」についてである。先ほど説明したように、上限の250日以上というのを250日から299日と、それから300日以上に二つに細分化するという修正案が出された。これについても、長時間労働者の実態をよりの確に把握できることから了承された。

なお、下限の方の50日未満については、ふだんの就業状態がどうしても決められない場合の1年間30日という基準を踏まえて細分化するという意見も前回出たが、これについては現状のデータなどを見て非常に少ないということが判明し、この最終部会では部会長預かりとして一任させていただいた。その理由であるが、今回調査では、50日未満の有業者がそれほど多くない。それから細分化する必要性が乏しいのではないかと考えられた。また、そのときの事例に、例えば月に2回ピアノ教室を開いていて、その人に「あなたはふだんは仕事をしていますか」と聞いた場合だが、たとえ月2回でも「ふだんは仕事をしています」といった意識をもって回答した場合がその区分に記載するが、このケースは単に年間就業日数が少ないだけであり、必ずしも就業状態が決められない場合にはあたらぬ。そこで結局、今回はこの中に入れる必要はないのではないかということになった。

それから⑨の「訓練・自己啓発」である。自己啓発については、公的な助成の有無が把握できるのではないかという意見を受けて、これを検討する方向で考えることになったが、このときは時間がなかったので、どのような調査事項にするか、どのような文言にするかは部会長一任とさせていただいた。その後、調査実施部局と検討した上で、これを把握して追加することになって、先ほどの答申(案)の中に入っている。

次に、⑩の「社会保険の加入状況」についてである。これは、先般答申された国民生活基礎調査とも関連するところであるが、学歴、前職との関係で、どういったものが今、社会保険に加入している状況にあるか、あるいは漏れているかということ調べるという観点から、本調査において把握することが非常に望まれるという意見が出た。けれども、今回はなかなかスペースの面でも難しい状況にあるので、今後の課題として整理しておくことにした。

⑫だが、「育児と介護・看護」の関係についてである。このことに関しても多くの意見があった。まず、委員から多く出てきた意見を紹介する。一つの意見としては、最近、家事のうち掃除とか炊事、洗濯といったことは昔に比べると非常に時間は少なくなっているのではないかと。むしろ、育児や介護、それから看護のウエイトの方が非常に高くなっている。そのために、育児や介護、看護を行っているものの実態を明らかにする必要があるのではないかとということである。

2番目の意見としては、今、家事というのがこの調査項目の中で使われているが、家事という用語を用いるときに、1で説明した育児とか介護とか看護といった言葉を含めて広義の意味で用いられている場合と、育児、介護、看護を除いた狭義の意味で用いられている場合とがあり、この調査票の中では混在してある。それで、家事という概念を明確にすることの必要性がここで意見として出てきた。最後の部会での意見だったので、これを全面的に取り入れて修正するのはとても難しい問題だが、とても大事なテーマだと思った。

それで、この二つのことについては時間的な制約もあったので、部会長一任とさせていただいた。そして、部会後の検討結果としては、家事については育児、介護・看護も含めた広義のものとして整理をした。そして調査票に反映させた。また、育児と介護・看護の実態を明らかにするという点では、アクチュアル項目に載っている選択肢の「仕事を休んでいた」というのと、「家事」という欄をもっと細分化して、ユージュアル項目とのクロスによって育児、介護・看護の実態をとらえられるようにした。これが大きな変更点である。

なお、家事という言葉の整理については、複数の調査項目にわたって影響が出て来るために、答申（案）文においては載せなかったけれども、基本的には育児、介護・看護を含めるという広義の意味で用いるものとして整理した。

それから、6ページの「調査方法」についてである。インターネットによる回答方法を一部地域で導入することについては、世帯統計では前例がないものの、部会としては報告者が回答方法を選べることによって、一部地域ではあるが負担軽減にも資すると考えられること。また、今後の世帯統計のための調査方法に関する情報として基本的な報告評価を行うことを条件にすることとして、了承した。

なお、民間開放については、調査実施部局からは業務の進捗状況の説明がなされた。これについては、具体的な計画が明示されていないとの意見があり、現時点では時間的制約、具体的な計画が明示されていないということもあって、部会長一任とした。

以上が2回の部会の報告であったが、続いて、それに基づき答申（案）を作成したことの説明をする。

先ほどの朗読にあったように、今回の答申（案）の構成は、「1 今回の調査計画」、「2 民間開放の導入」、「3 今後の課題」の三つに分かれている。答申（案）文の1ページが今回の調査計画である。1のところで、今回の調査の意義を述べている。本調査の審議では、委員等から適切な把握方法、把握すべき調査事項等に関し非常に多くの意見を頂いた。今回非常に多くの意見を頂いた背景としては、今日本経済の中で起きている定年の延長の問題とか、雇用慣行の見直しとして、労働事情が非常に激変している中で若者のフリーターの問題などが起きている。こういったことを背景として、高齢就業者の増加、団塊世代の人たちの退職の問題、若年無業者の増加などさまざまな問題が起きている。こういった実態を明らかにすることが、この就業構造基本調査の構造統計としての役割であるとして、就業及び不就業の詳細な実態を引き続き把握することが求められるということで、今回の調査の意義を結んでいる。

次に、2の「調査対象」についてである。ほとんど先ほどの第67回の部会報告で申し上げたとおり、このことに関しては全員適当としている。

それから、3の「調査事項」についてである。多くの議論があり、それを整理してアからシまでの12項目にまとめている。ほとんど先ほどの部会の説明の中で申し上げたことであり重複があるけれども、大事なところだけ御説明したいと思う。

まずアである。一番問題になった「アクチュアル・ベースの月末1週間の就業状態」についてであるが、参考資料の5の調査票の裏面右下E欄を御覧いただきたい。先ほど説明したように、家事の中の育児や介護・看護の実態をとらえる必要があるとの意見があった。月末1週間で育児をしているというものが有業であれば、基本的には育児休業取得中のものとみなせると考えられ、このような観点も含めて、前回調査に引き続き把握することが必要としている。答申(案)文上は、育児、介護・看護の関係を整理した上で、月末1週間の就業状態を把握する理由として整理した。

なお、本調査事項については、この調査の中にユージュアルとアクチュアルの二つの概念を同時に取るということに留意して、なお書きとして、以下の区分の明確化に留意する必要があるとしている。これについては、調査票上では「ふだんの状態にかかわらず」と明示している。

次に、イであるが、「居住地移動の時期・理由」については、部会報告のとおりであり、これに関連しては、後ほど説明する「3 今後の課題」として記載することにした。

ウの「起業の有無」については、会社法の改正により、起業に当たっての資本金の基準が撤廃され、自分自身で起業したかどうかということも、就業構造を幅広くとらえる観点から非常に重要になってくるということで、これも新規に入れることで適当とした。

エの「訓練・自己啓発の実施状況」については、先ほどの部会報告にあったように、当初は有業者だけを対象とする計画であった。この場合には、職業訓練とか自己啓発を行った結果、有業となったものなどを把握できるが、自己啓発を行っていても無業のまましているものなどは把握できない。したがって、能力開発の実態をとらえるという観点から、無業者についても把握する必要があるとしている。また、自己啓発について公的機関からの援助の有無を把握する必要があるとの指摘を踏まえて、自己啓発については公的機関の助成の有無を選択肢に追加することが必要としている。

その次はオであるが、「収入になる仕事を希望しない理由」については、これは新たに入ったところであるが、この新しい計画案は適当とした。これについては、関連する対応を紹介する。1点目は、先ほど部会報告で申し上げた「家事の概念」の整理である。当初案では、家事と育児が同時に存在するなど未整理の状態があったので、これは答申(案)では記載していないが、選択肢を整理した。この理由としては、物理的な理由、それから身体的な理由などレベルを分けて調査票の中で把握すべきであるという意見があった。これについても部会長一任とさせていただいたが、今回、調査実施部局ではこの調査票を設計するに当たっているいろいろ検討し、そして内閣府の意識調査などを参考としたうえで最終的にはこの調査実施部局の計画案を適当とした。

カの「初職の状況」、これも新たに付け加えたところだが、これについては学校卒業後に非正規として就業すると、そのまま就業状態が継続して非正規のままになるということが言われており、この実態をとらえたいという観点から入れたものである。これはおおむね適当とした。ただし、先ほど部会で報告申し上げたとおり、常雇、臨時雇、日雇の区分は重要度を勘案してという文言を入れて削除することとした。

それから、キの「配偶関係」の区分については、先ほどの部会報告のとおり適当とした。

それから、クの「教育の状況」の選択肢部分に関しても、同様に適当とした。

ケの「就業日数又は就業時間」であるが、週間就業時間については、調査実施部局の計画案で長時間労働者の実態をとらえるものとして、適当とした。しかし、年間就業日数については250日から299日と300日以上に細分する必要があるとした。

次のコの「前職の離職理由」について補足する。かつては有期契約労働が少なく、雇用契約の満了と定年をあえて分けるほどの必要性がなかったために一緒になっていたが、近年はこの二つは明らかに違っている。そして、これから一段と団塊世代の人たちの退職が始まる2007年問題などを考慮すると、そして離職の実態をより明らかにすることを考えると、このような

形がよろしいということで、適当とした。

サの「副業」については、先ほど申したように「記入の仕方」において例示を明示することで把握をよりの確にするようにということになった。

それから、シの雇用形態の中の「契約社員・嘱託」の分割は、記述のとおりである。

次に、4の「調査方法」について説明する。

今回、インターネットによる回答について、部会報告でも申し上げたとおり、これは事業所統計では例があっても、世帯統計ではまだ例がないわけであり、これから1世帯内で例えば4人報告者がいた場合に、2人がインターネットで回答して、残りの2人が紙ベースの調査票で回答する場合などは、調査員が適切に対応がとれるのかどうかなど、さまざま否定的な意見もあった。しかしながら、調査方法が多様化すること自体は報告者の負担の軽減に資するものがあり、調査方法の多様化は統計調査の今後の流れとしては必然となっているから、この計画は今回おおむね適当であるとしてまとめた。しかし、その上で、十分な体制整備を行うとともに、調査結果に基づいて事後的な報告、評価を行うことが必要と付記した。これが非常に重要な点であり、インターネットでやった結果については必ず報告し、評価を行うことを明記している。

次に、5の「調査結果の集計及び公表」について説明する。

答申（案）には特段の記載がないけれども、公表は調査実施の翌年、平成20年7月を予定している。集計に当たっては、産業及び職業を国勢調査ベースの集計を行いたいということで、部会報告でも申し上げたとおり、本調査は国勢調査の1%抽出と同じ程度のサンプル数、つまり105万であるので適当とした。これは国勢調査の1%に相当するが、国勢調査では1%抽出速報でも小分類分析の集計を行っているために、適当とした。ただし、なお書き以下のところについては、平成18年以降企業において段階的に定年の延長、継続雇用制度の措置がとられており、本調査はその激動期に実施されるものであり、この動きが分かるようにするために、集計に当たっては55歳から64歳の区分を各年齢別に行うことが必要であるとした。

次に、答申（案）の4ページの「2 民間開放の導入」についてであるが、3回に及ぶ部会審議の中において、調査実施者から必要かつ十分な具体的計画案が提示されるには至らず、提示された資料の範囲で審議せざるを得なかったということがある。だが今後、調査実施までに導入したいとする地方自治体が出てくる可能性がないとはいえない。それで、仮に今回の調査計画で対応しないというふうに書いてしまうと、手を挙げて導入しようとする動きを妨げることにもなると思う。さらに、このことに関しては閣議決定との関係もあるので、その間の齟齬が生じる恐れもある。

これらのことから、「今回の調査計画」及び「今後の課題」とは別建てで、項目2として整理した。その中身としては、初めに調査方法の一つとして、地方公共団体において実施する、調査に係る業務の民間事業者への委託を可能とする旨の調査計画であることを明記した上で、しかしながらとして、具体的な実施計画案が提示されるまでに至らず、また、調査の精度を担保する上での試験調査による検証も行われていない状況で審議せざるを得なかった今回の部会にあっては、こういう状況であったということを説明の前段階で入れている。その上で、調査実施者である総務省では、調査実施までに導入予定の地方公共団体の調整を行うこととしているが、その円滑な導入を図る観点から、事務処理要領の作成とか仕様書の策定などの環境整備を進めて、事務処理に万全を期すことが必要であるということも書き、かつ高い品質の統計が作られるために、調査の内容の秘密保護や結果精度等について十分担保されるような実施計画を策定することが必要であるということの記載をすることによって、調査実施者には厳格な対応を求めることとしている。書き方としては、ぎりぎりこの程度のところまでである。

それから、答申（案）の4ページの下の方の「今後の課題」についてであるが、最後に、この課題については二つに分けて、「ふだんの就業状態のとらえ方について」と、「的確な調査事項の設定について」の2項目にした。本調査は、部会において非常に多くの調査事項への意見が出たことを示すように、非常にこの統計の利用度が高く、しかも多種多様な利用が考えられている。

部会において出された意見等に対しても、調査実施部局からはたびたび、いろんな変更の理由に対しては時系列の観点からなかなか難しいかもしれないというような回答が多かったが、この統計調査は開始以来31年も経っていること、そして、もちろん時系列の継続という観点ということは非常に大事だけれども、この時系列の観点ということのみを考慮して調査事項や定義の変更を全く行わないということであると、この利用度の高いニーズに対応し切れないのではないかと思われる。そこで、まずニーズがあるということを前提にして、しかしながら所要の変更についてはこれに対応していくことが必要であるということを書いた。

その最たる例が1として挙げている「本調査のふだんの就業状態に関する基準」である。定義ではなくて基準といっているが、基準である。人の意識、さらには家事という言葉の中身もここ数十年では変わってきている中で、同じ事項で同じように把握するということは、今の時代の変化を的確にとらえるというふうには言えないのではないか。そして、ユージュアル・ベースの基準についても、そのために引き続き検討する必要がある、ということである。

今回、家事という言葉を整理したが、さらに残っているのは育児や介護・看護ということに関しても、やはり関連して申し上げなければならないと思う。育児休業中の場合も、現在、この調査の基準に即すと「ふだん仕事をしている」というところに入る。育児休業が取得できなかった時代とか、取得できても非常に短い期間であったときならばそれで十分だったのだが、現在では、公務員であれば最大は3年間育休をとれるし、民間企業でも1年半とれる。このような現時点の状態と、3年前の年間就業日数が同時にふだんとして存在していることなどは、見直しが必要なのではないかということに至った。

さらに、これをもっと深く議論していくと、ふだんの状態ということはそもそもどのようなことを指すのかということまで進んでいく。今回は3回しか部会審議ができなかったのも、非常に限られた審議の中でとてもそこまでは議論できなかった。今後の課題として引き続き検討するという整理をせざるを得なかった。ただし、その検討に際しても幾つかのポイントを絞る必要があると考えて、部会において特に提言された、ふだんの就業状態を決められない者の取り扱いが適切かどうか、現在は1年間30日程度になっているが、特に「以下」として明記している。

次に、2の課題であるが、課題として「的確な調査事項の設定について」を掲げた。これについては多種多様なニーズがあるものの、報告者負担の観点、調査票上の制約もあって、さまざまなニーズすべてをとらえることが現実的ではないということで、本調査の中で調査事項を周期化するなどして把握を検討する必要があるというまとめにした。時点間の比較は決して軽視するわけではないが、それだけを理由にして、いつまでも調査事項とか定義を変えないというのも、また非常に時代に合ったものにはならないというふうに思う。

時系列的な比較の観点からは、定義や調査事項の大幅な変更は慎重に扱うべきであるということとは共通の理解をもちつつ、そして、それも守りたいとは思いますが、今回は、それを踏まえた上で調査事項の入れ替え、設問の仕方、選択肢の区分については、やはり勇気を持って見直し、検討する必要があるということになった。

その後、今回の調査で特に提言された事項としては、調査事項については居住地移動の理由及び社会保険の加入状況を記載し、定義もしくは選択肢の区分としては常雇・臨時雇・日雇を指摘している。特に常雇・臨時雇・日雇については昭和31年以降変更されていないということ。調査実施部局の回答の中にも、国勢調査や労働力調査でも同様の形として比較しているために変更しないという回答があったが、これをそのまま「そうですね」と了解してしまうと、今新しく起きている有期契約の労働の実態がいつまでも的確に把握できないということになってしまう。そこで、構造統計である本調査の特色を考えれば、このこともやはり他の統計との調整というよりも、やはりこの就業構造基本調査が率先して見直すべき役割を担ってほしいのではないかと考えた。そのために、最後のところでは、見直す方向で検討する必要があるとして、方向性を持たせた記述となっている。

部会審議の結果報告及び答申（案）の説明は以上である。



[質 疑]

美添会長) 熱意をもって部会を運営していただいたということがよく分かった。

この件に関して、質問、意見等があればお願いします。

これだけ詳しく説明されると質問は多分ないと思う。意見を伺いたいが、いかがか。

この件については、前回の審議会までに経過報告も頂いたし、私も確認のための質問を幾つかさせていただいた。今の篠塚部会長の説明で、答申(案)についても明確に理解できた。特に、課題として挙げた2点については、大変丁寧に書いてある。表現は「ふだんの就業状態のとらえ方」となっているが、これもアクチュアル概念とユージュアル概念を、統計的に把握するために明確な概念とすべきであり、直近の状態からふだんの状態まで対応関係を明確にすべきであるという意識が明確に読み取れると思う。今回の計画ではクロス集計等の分析を行い、引き続き検討する必要があると明記しているので、この統計調査の重要性はさらに明らかにされたと思う。

篠塚部会長) 本当に今回は、3回の部会でこれだけのことができて、私自身は感謝している。特に、この部会に参加された委員の方たちから非常に積極的に、毎回たくさんの意見を出していただいた。それに対して調査実施部局の方も積極的に毎回提案に対して検討していただいて、前向きなものになったと思っている。特に、この部会では、偶然に後で見たら審議会のメンバーでも女性が3人で男性が2人、専門委員の方も女性が3人で男性が2人と、女性の委員が非常に多くて、たまたま働くこと、就業、育児、介護、仕事といったところで、それぞれ男性と女性とのいい意見が出たというふうに思っている。

新村委員) 質問ではないが、私も部会の委員だったので、これをまとめた部会長の御労苦にびっくりしている。

一つだけ、この答申(案)ではこれではないと思うのだが、一番最後の従業上の地位というような他の統計にまたがるようなものについてである。国勢調査や何かをおもんばかり、当部会ではできないというような、当初そういう意見があったが、これは毎回各調査で問題になっているような気がするので、この場ではなくてもよいが、どこか研究を進められるような仕組みをぜひ作っていただいて、省を超えて御検討を頂けるようなことをお考えいただけたらと思う。

美添会長) 現在の法施行型審議会となる前の統計審議会であれば、そのような検討も提言できた。今でも事務局側の積極的な働きかけと各省の賛同が得られれば、そのような機会は作られるものと思う。

特に反対の意見はないようなので、本(案)をもって当審議会の答申として採択したいと思うが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、この案をもって総務大臣に答申する。長期間にわたり丁寧な審議をしていただき、篠塚部会長を始め委員の皆様に感謝申し上げます。

② 諮問第314号の答申「平成19年に実施される全国物価統計調査の計画について」(案)

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料2の答申(案)の朗読を行った。続いて、三輪運輸・流通統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

三輪部会長) それでは、平成19年全国物価統計調査の計画について、部会の議論の経過及び答申(案)について説明をする。

平成19年全国物価統計調査の計画については、10月13日開催の第642回統計審議会において諮問され、運輸・流通統計部会に審議が付託された。

本件に関しては、部会を計3回開催して審議を行い、答申(案)を取りまとめるに至った。部会審議の結果報告とあわせて説明する。

お手元の資料3の7ページから、第129回及び第130回の2回の部会の結果について報告させ

ていただく。

先ほどの就業構造基本調査のような利用度が高くて、参加者の関心が高いものといわば対極に属する傾向があって、激流を乗り切る方も大変かと思うが、空気の薄いところを運行するものもなかなか大変である。しかしながら、参加者にとっては、少なくとも潜在的にはこれは非常に面白くて、存在意義が非常に大きい統計であるという了解のもとに議論をして、3回とも議論が錯綜して、ほとんど最後は時間内に終わるかどうかという状況のもとによりやくまとまったものである。一見すると比較的簡単なような答申（案）になっているけれども、実はかなり大変なことがいろいろ書いてある。

前回申し上げたように、そういうような性格のものであるので、第128回の部会は問題は余り限定しないで、そもそもこれがどういうものであり得るか、どういう用途があるか、あるいは、これまでにどういうふうに使われているかということに関して、かなりオープンな議論をした。それを踏まえて、第129回と第130回で今回の計画について議論をしたというものである。

初めに、第129回部会についてであるが、11月20日に開催し、論点メモに沿って調査実施者からの各論点に対する考え方及び前回部会での各委員等からの意見に対する回答について説明を受け、審議を行った。これも答申（案）を見ていただいても分かるように、就業構造基本調査とは著しく対照的なものになるが、最初に本調査の位置づけ等についてというものが、記述されており、これがかなり重要なものであった。

まず、本調査の位置づけ等にかかわる意見としては、1や2のとおり、これだけ詳細な統計データが作成されている実態にかんがみ、十分な利活用が図られるようにするとともに、小売物価統計調査やCPIとの関係についても相互に利活用できるように検討すべきだとの意見があった。また3のとおり、事前に配付しておいた答申骨子案の中で、本調査結果を小売物価統計調査の調査方法等の改善に結びつけていくことが必要とされた平成9年の答申との関係において、十分にその役割が果たされていないとする部分について具体的な議論が不十分であるとの意見があり、4のとおり、次回部会で調査実施者から資料を指示してもらった上で検討することとした。

民間開放の導入については、これも就業構造基本調査の方と同じような意見が当然のようにあって、本部会では民間からの導入については3回目の部会で成立することとし、次回の審議に向けて事前に確認しておきたい点についてのみ意見を求めるという方法を採用した。

主な意見としては、1のとおり民間開放の導入を行うことで実査担当者の身分が非常勤公務員ではなくなるだけで、民間の調査に慣れたものに行くという点では変わりがなく、現状とどこがどう変わるかというのは不明確だという意見があった。また2のとおり、民間開放を行うことが大前提となっている観があるが、導入により調査精度が担保できるということが明らかにならなければ部会として結論を出すことは困難だという意見もあった。

次は、本社等一括調査の導入についてだが、本社等一括調査の導入については②のとおり、導入に当たっては名簿上において調査の重複が生じないように担保することが必要との意見があり、商業統計調査等における状況を確認することとした。また4のとおり、品目によっては各店舗で独自に価格設定を行っているものもあり、本社等一括調査でそのような各店舗の価格まで把握しているか疑問があり、事後的なデータチェックを行うことが必要であるという意見があった。また、これに対しては、事前に各店舗に対して指示を徹底しておけば、本社等で把握することも十分可能との意見もあった。

調査技術については、従来の11月19日を含む週の木曜日から水曜日に1日前倒して実施することについては、適当とされた。これは連休の影響を避けるためである。

それから、調査対象については、悉皆で調査する大規模小売店舗の売場面積の基準を従来の450平米以上から1,000平米以上に変更する点については、データ・リンケージを行う商業統計調査の大規模小売店舗の情報との整合性を図るものであり、適当とされた。

なお、結果概要には記述していない点として、3点報告をする。

1点目は、従来と同様の考え方にに基づき、法律上の規制基準よりもやや小さい950平米以上とすることの可能性については、集団情報が行政記録に基づき1,000平米以上のデータしかなく、仮にそれ以下の規模の店舗のデータを用いるとすると、3年前の平成16年商業統計調査の名簿しかなく、正確な母集団情報もないことから、調査計画案どおりとすることでやむを得ないものとされた。

2点目は、通信販売に関する調査について、従来のインターネットのみを広告媒体としているものに限定せず、カタログやテレビなど他の媒体を通して通信販売を行っているものも調査対象に含め実施することについては、消費生活の実態をよりの確に把握する観点からも適当とされた。

3点目であるが、通信販売調査に関連し、店舗調査と通信販売企業調査の客体が重複していないかについては、デパート等の本社の通信販売部門が行っている業務を各店舗が仲介しているにすぎないようなものについては企業調査とする。各店舗が独自に実施しているような場合には、店舗調査をするという整理で基本的には重複がないが、実査上重複する可能性も少なからず考えられることから、名簿整備等においては十分に留意するようお願いした。

標本設計については、町村に所在する店舗の割合が高くない中で、町村の抽出率が下がることについては、地域間の価格差を見る観点からすれば若干の懸念はあるものの、調査市町村内の調査地区数を調整することで、最終的には前回調査と調査店舗数に変更がないようにすることとしていることにかんがみ、適当とした。

次に、調査事項にかかわる主な意見としては、1番目の①のとおり、前回部会において価格形成への影響の観点から、経営戦略の実態について幅広く把握すべきだとする意見を踏まえ、調査実施者から追加修正案として提出された売り上げを伸ばすための方針の項目が提出されたが、この項目について、割引等や通信販売の実施状況にかかわる選択肢も追加すべきではないかという意見があり、次回部会で改めて検討することとした。

また、同項目については②のとおり、経営戦略上重視している点が見えるよう選択肢を絞り込むべきであるとの意見もあった。従来は、関係するもの全部印をつけてくださいという提案であった。

③のとおり、今回新たに把握する割引・特典の実施の有無だけではなく、さらにその割引の割合を把握することの可能性について、次回調査に向けて検討してほしいとの意見、あるいは、⑤のとおり、割引価格が常態化し、通常価格で購入しているようなものの割合が低くなっているような場合に、通常価格を時系列で把握する意味については疑問があることから、次回調査に向けて検討してほしいとの意見もあった。

⑥では、「売上を伸ばすための方針」を追加することに伴い、競合店の業態及び競合店の距離については削除し、競合店の有無のみを把握する修正案については相反する意見があり、次回部会で改めて検討することとした。

⑦のとおり、前回部会での意見を踏まえて復活案が提議された主な商品の仕入先については、小売以前の段階に関する情報を提供するものであり、価格変化について分析する上でも重要との意見があった。

調査品目については、消費者行動が多様化していることから、消費者の属性を考慮した調査品目の設定が必要ではないかとの前回部会での意見を踏まえ、世帯主の年齢・階層別に見た消費ウェイトが高い品目を追加する修正案が調査実施者から提示された。これに対して、さらに全国消費実態調査における家族タイプ別のデータをもとにした品目の選定・分析ができないかとの意見があった。ちなみに、検討して消費ウェイトが高いものとして提案された修正案では、4項目を追加するというものである。最も印象的なものは、「ようかん」である。

以上が、第129回部会の概要である。

続いて、11月28日に開催の130回部会についてである。

前回部会で残された課題の審議と答申（案）の審議を行った。

本調査の意義づけ等については、平成9年調査の答申で求められた小売物価統計調査の調査方法等の改善に結びつける取り組みが十分になされていないことを踏まえ、調査実施者からは、今後、小売物価統計調査の調査方法の妥当性の検証、改善、検討、CPIの精度向上に向けて積極的に取り組んでいきたいとの説明があり、今後の課題とすることで了承された。

新たに導入が予定されている調査方法への対応についてであるが、前回部会で指摘があった本社等一括調査と店舗調査との重複の可能性については、本調査ではあらかじめ本社等一括調査の調査対象を確定の上、当該店舗を除外した形で調査員調査の対象店舗の名簿を地方に配付していることから、重複のおそれがないこと等を確認して、本社等一括調査及びオンライン調査の導入など調査方法については適当とされた。

なお、こういう意見があった。インターネット上に掲載されている価格情報を所要のプログラムを用いて自動的に収集するような調査方法はとれないか。インターネットのホームページ等に掲載されている価格情報等を自動的に集めて、それを使って分析をするという論文もアメリカ等であることから、そういうプログラムをつくれればそれは自動的にできるのではないかと意見があった。時間の都合で部会長一任として、後で検討をしたが、これについては掲載されている価格情報の主体に個人に行っているものも含まれるほか、実態を伴わないものの存在も懸念されることなど、母集団情報の信頼性の観点から問題があると考えことから、対応は困難と判断した。

調査事項についてであるが、資料2の別添6が調査票の案である。1枚めくっていただきたい。店舗調査票とあわせて御覧いただきたいのだが、①のとおり、経営に関する事項において、把握する経営戦略の趣旨として「売上を伸ばすため」ということに限定した記載とせず、同業の他店舗と比較して何を重視しているかという視点で把握するとともに、通信販売や訪問販売などの販売形態の多様化又は割引・特典型の顧客確保、顧客の囲い込みの二つの選択肢の追加、さらに重複しているものの上位二つについて把握するという修正を行うことで了承された。見ていただくと、最も重視しているものと次に重視しているものをそれぞれ選択して記入していただくという方式にすることと、それから、比較の基準を明らかにするために同業の他店舗に比べという表現にした。

②のとおり、「経営に関する事項」の拡充に伴い、従来把握していた競合店の業態及び競合店との距離については削除し、競合店のみを把握するということで問題はないものとされた。

④のとおり、次回部会での割引・特典の実施割合の把握については、今後の課題として整理をした。

また、⑤のとおり、店舗の名称については調査員が記入することも含め、プレプリントを行うべきとの意見があった。これについては部会長一任としたが、今回調査の実施に当たっては廃業店舗を除外するなど、調査対象名簿の更新を行うため、平成19年6月1日現在の商業統計調査の名簿情報との照合作業を行うこととしており、調査実施までのスケジュール上の観点からも困難と考えられることから、導入しないことはやむを得ないと判断した。

⑦だが、主な仕入先を復活させ残すことにしたが、同時に、取り扱いの有無について項目を設定すべきではないかという意見があった。これは議論をした上で、部会長預かりとした。後に出てくるが、記入をしないという選択をしたのか、本当に扱っていないかということとを区別できないので、これを書いていただくという形でこの欄を設けることにした。5年前のときの経緯を聞くと削除したものだそうだが、最終的にはやはり、あるのが適当だというふうに判断した。

調査品目については、前回部会での修正案のとおり、世帯主の年齢・階級別に見た消費ウェイトの高い品目を追加することで適当とされた。

集計事項については、悉皆調査の対象となる人口10万人以上の市の売場面積1,000平米以上の大型小売店舗を対象に、パネルデータを新たに作成することが適当とされた。

民間開放の導入については、現段階における検討状況について調査実施者から説明があった

が、これについてはアのとおり、調査精度をどのように担保するかが依然として不明確なままである。イのとおり、民間開放の導入は本当に効率化に資するかについても議論が不十分であり、かえって指標事務の煩雑化を招くのではないか。ウのとおり、法定受託事務を行う際の地方における選択肢が一つ増えると考えればよく、部会では民間開放を行う上での留意事項について議論すればよいのではないか。エのとおり、他調査における試験調査結果で代替することは不可能であり、これだけの規模の調査を導入しようとするのであれば、本来試験調査での検証をすべきものであるという意見があった。

以上の審議結果を踏まえ、答申（案）について審議を行い、一部の事項については部会長預かりとすることで了承された。

以上が、第130回部会の概要である。

続いて、答申（案）についてである。

答申（案）の構成については、「1 本調査の役割等」、「2 今回の調査計画」、「3 民間開放の導入」及び「4 今後の課題」の4部構成としている。

「1 本調査の役割等」についてであるが、本調査の役割等では、本調査の構造統計調査の位置づけ、平成9年調査にかかわる答申での指摘内容を明記した上、答申との関係におけるこれまでの対応が、一部の事項について特化した検証にとどまっており、小売物価統計調査及びCPIの改善に資するという本調査の役割において、さらなる対応を求められていることを記述している。

さらには、近年の消費者行動の変化及び流通構造の変化を踏まえ、店舗における価格形成の実態がよりの確に把握されるよう、適時的確に調査事項や調査事項の見直しを行い、多様な統計需要に適切に対応することが求められている本調査の役割を整理し、その上で「2 今回の調査計画」及び「4 今後の課題」につなげている。

「2 今回の調査計画」についてであるが、1の「調査対象」について、売場面積基準の変更及び通信販売に関する調査対象の拡大については、いずれも適当としているが、なお書きのところでは、通信販売企業にかかわる調査対象の選定に当たって使用する母集団名簿については、調査計画では事業所・企業統計調査の情報のほか、業界団体名簿及びインターネット検索により整備することとしているが、これら以外に手段がないことから、現段階ではやむを得ないこととした。

標本設計のところは記述のとおりである。

3の「調査事項」のところでは、店舗調査票及び通信販売調査票における割引・特典及び通信販売の実施の有無の追加については、前回調査にかかわる答申で指摘された販売形態の多様化に対応した実態と価格への影響の把握に資するものであり、また、店舗調査票及び調査員記入欄として把握していた立地環境、店舗集積の形態及び消費税の扱いの削除については、商業統計調査とのデータ・リンケージを行うことにより代替することに伴って削除するものであり、これらについては適当とした。

また、第3パラグラフでは、先ほど見ていただいた調査票の修正にかかわる記述である。当初削除することとしていた店舗調査票のディスカウント販売、広告の実施状況及び主な商品の仕入先については、いずれも価格形成の要因について分析する上で重要と考えられることから、主な商品の仕入先については復活させる。ディスカウント販売及び広告の実施状況については、経営方針にかかわる事項を新たに設け、その中で把握することが必要とした。

なお書きについては、さきの部会報告のところで説明をしたとおりである。

調査品目の選定については、従来と同様、国民の消費生活において重要な資質の対象となる商品やサービスを中心に、平成17年基準のCPIウェイトに占める割合が1万分の10以上の品目などを選定することとしていたが、世帯における消費動向の詳細な分析に資する観点から、世帯主の年齢階級別に見た消費ウェイトを勘案した品目の追加を行うことが必要とした。

また、特売価格及び通信販売価格の対象品目については、調査計画案どおり適当とした。

「調査方法」については、記述のとおりで適当とした。

また、「集計事項」についても、記述のとおりで適当とした。

「民間開放の導入」についてだが、少し答申（案）の取りまとめでの経緯を説明する。3回に及ぶ部会審議の中において、調査実施者から必要かつ十分な具体的計画案が提出されるに至らず、提示された資料の範囲で審議せざるを得なかった。今後、調査実施までに導入したいとする地方公共団体が出てくる可能性がないとは言いがたく、仮に今回の調査計画で対応しないことを明確にすると、導入しようとする動きを妨げることになるほか、閣議決定との関係において齟齬が生じる恐れがあること。以上の点を考慮して、「今回の調査計画」及び「今後の課題」とは別建ての項目建てをして整理をした。中身については、先ほどの就業構造基本調査の答申（案）と基本的に同一なので、省略する。

「今後の課題」についてであるが、「物価統計の体系的整備」と「ニーズに対応した的確な調査事項の設定及び集計・公表」の2項目とした。

まず、1の「物価統計の体系的整備」では、本調査は価格変化の構造上の要因分析に資するだけではなく、小売物価統計調査の精度検証のため、定期的に店舗の選定方法の妥当性、特売価格及び休日価格の把握の必要性等について検証を行うとともに、例えば、今回新たに把握する通信販売価格及び割引・特典の実施調査などを踏まえ、調査方法の改善について研究・検討する必要があるとして、平成9年調査における答申で示された役割をより一層果たすよう対応を求めている。

なお、部会審議の中でサービスの多様化等の実態を踏まえた幅広い観点からの検証・検討を行ってほしいという意見があったが、その点についても網羅する書き振りとしている。

次に、「ニーズに対応した的確な調査事項の設定及び集計・公表」では、本調査結果の利活用が一部に限られている現状にかんがみ、さらなる有効利用が図られるよう統計需要の積極的な把握に努め、本調査の役割に対応した調査事項の決定等について検討する必要があるとしたほか、部会審議でも特に重要とされた販売数量や割引の割合との関係で、特に価格決定の要因分析に資する観点から、把握が重要と考えられる販売数量及び販売金額並びに割引の割合について把握することの可能性について、研究・検討する必要があるとした。

答申（案）の説明については以上である。

私からも部会長としての感想を一言発言をさせていただく。

これは、就業構造基本調査も同じであるが、5年に1回計画案が出てきて、統計審議会はそのについて、これでいいかという議論をする。例えがいいかどうか分からないが、7年ぶりに地上に出てきたセミを見て、このセミの鳴き方がいいか、地球が温暖化したからこういうアブラゼミのような鳴き方をやめてくれというようなことについてだけ、これでいいかということだけの感じが率直にして、私を含めて何人かのメンバーは、「いや、これでいいかという議論だけで本当にいいか」ということで、相当フラストレーションがたまったのは事実である。これは、いつも統計審議会に出てくる議論であるけれども、就業構造基本調査の場合は、篠塚部会長がかなりご苦労されたと思うが、矢のように飛んで来る状況の中でいろいろ苦労がある。しかしながら、どこに何があるか分からない状況でどういう用途があるか。どうもこれは世界的に見ても非常に珍しい統計であって、潜在的には非常に使い道があって、私の専門分野からしても、もうちょっと整備をしたらこんないい統計は本当にもっと使い勝手がいいのという感じがする。しかしながら、それはこういうタイプの議論の場では言ってもしょうがないというところが実はある。

このような話をしたのは、部会の審議では出てきたものについて物を言うというのが役割分担であるから、いつもフラストレーションがたまると感じる。今回のような場合は特にそうである。しかしながら、これはまとめなければならないので、今回のような最初のオープニングでディスカッションをして、後は少しは今後の課題のところに残すとして、こういうふうにとまとめるということをやったのだけれども、重要な点は、これは多分潜在的には非常に使

い道が多そうなものなのだが、実際に使われていない。担当されている方々は、実はどういう使い方を潜在的なユーザーが考えているかということについては情報を集める場所がない。つまり、需要を喚起しようにも、どこに潜在的な需要者がいるのか分からないという状況で、言ってみればこれ5年に1回、どういう需要があるかということ打診する場所でもある。そういうことからすると、これは担当されている方にとっても、潜在的なユーザーにとっても、もうちょっと需要と供給をマッチさせる場所を用意する必要があるのではないか。それが象徴的にこの統計の今回の審議にあらわれたのではないか。そういうこともあって、部会の審議は、特に1回目のときには議論が相当あちらこちらに飛んで、彷徨して、後で伺ったら、担当部局の方からはこれでは答申がまとまらないのではないかという不安を持たれたそうである。これが第1点である。

第2点は、やはりこの民間開放の話については、篠塚部会長はおっしゃらなかったと思うけれども、私はこんなことを何で我々が議論しなきゃいかんのかという率直な印象を相当数の人が持たれたと思う。具体的に計画案も出てこないのに何でという、非常にフラストレーションがたまった。

3点目は、そうだという感じがするのは、これはかなりの金額を使って大規模に行う調査である。予算の額からすると、予算の使い方であらうかという使い方をするのが適切かどうか、どういうふうにすべきかということちゃんと議論する場所がどこかにあるのだろうかという感じがする。出てきた実行案について議論をするなら、こういうところがあるにしても、そもそもというところで、例えば、統計的な手法とか使い方等の専門家が別について、そういう人たちが、こういうふうにしたらもうちょっとよくなるのじゃないかということ議論する場所が多分ない。それは統計を作る上で用意されている予算から比べると、お金にすればごく一部でもできるような話ではないか。そうすると、これは広く使われていないことが帰結でもあるのだが、何が行われているかということ余り知らないで着実に行われているのだが、やってる方は本当にこれでいいのかと思っている。ただ、それを議論する場所があまりない。だから、統計審議会の場所ではないと思うが、専門家として誰を選ぶかということも悩ましい問題だと思うが、やはりオープンに議論する場所、まないたを用意して、まないたの上に乗せて、こういうような形ではない形で議論する場所を、長い目で見たらどこかで用意をしていただけたらと思う。どうも私は100年後ぐらいのことを念頭に置いて言うような傾向があるけれども、そういう印象を率直に持った。

ともあれ、雲をつかむようなところも若干なきにしもあらずのような議論をかなり熱心に3回行って、委員の方、専門委員の方、それから関係するいろいろな方々に御協力いただいて、何はともあれこの答申（案）作成まで御協力いただき感謝したい。

#### 〔質 疑〕

美添会長) 質問、意見等があればお願いします。

舟岡委員) 答申（案）並びに部会報告については異論ないが、部会報告の中で、今回の調査結果については5年前のデータとパネルデータ化となっているが、その結果についてはどのような形で公表される予定なのかをお伺いしたい。

清水室長) パネルデータの公表については、まだこの審議会の関係で決めなければいけないということにはなっていないので、これから考えなければいけないことなのだが、作成するものについては我々としても公表をきちんとしていきたいと考えている。もともと、パネルデータというのは個票単位で利用するときかなり有効な結果が出てくるのだが、ただ、私どもとしては簡単な基本的な結果については統計表にしてまとめて公表をしていこうというふう考えているので、過去5年前、10年前のデータとのリンケージが済んだところで、きちんとした統計表をある程度用意して公表をしていきたいと考えている。

舟岡委員) 先ほどの部会長の意見とも関係するが、この調査は、使い方によっては非常に使いでのある調査であって、情報量も豊富であるのに、その情報を十分活用していないところがあること

については私も同感である。例えば、小売店舗における経営形態や売り方がここ10年、20年の間に変化してきているが、パネルデータ化した結果の分析を通して、統計結果の表章について店舗属性を時代に合ったように区分するような方向で活用できるのではないかと。それが商業統計の改善にもつながるだろうと考えている。商業統計からいろいろな情報を移送して、全国物価統計調査が充実しているのだから、お返しというとなんだが、その結果から商業統計の改善につながるような情報が提供されたらと願っている。

それからもう1点、同一店舗で複数銘柄等の価格を同時に調査しているので、価格の同時分布について分析すればかなりおもしろい結果が引き出せるのではないかと思う。例えば、特売価格と通常価格がどんな関係にあるのかを分析すれば、CPIの作成に特売価格を取り込むことの必要性に関する検討にも役に立つ。その他いろいろ有効な活用の仕方があると思うので、幅広い視点に立って分析し、その結果を公表していただけたらと願っている。

篠塚委員) 私はこの統計をさわったことがないので教えていただきたいのだが、答申(案)の3ページのところの調査品目の選定の文章を読んでいるが、最終的には原則1万分の10、つまり0.1%の品目が大前提だ。しかし、非常に重要度が増して購入されているものを別途にそこに入れるということだと思う。そして、部会報告を見ると、計画で出されてきたものは部会報告の9ページを読むと4品目、粉ミルク、ピアノ、胃腸薬、ようかんが出されてきたというふうになっているのだが、それで最終的にはこれはおおむね適当というふうな答申(案)になっていて、しかしながらというふうになって、もう一つ消費者行動の多様化を踏まえて世帯主の年齢・階層別に消費ウェイトを勘案した品目の追加を行う必要があるという回答になっているわけだから、計画案で出てきた4品目の中から今度年齢別にやった結果、先ほどの部会長のご報告だとうようかんだけが選ばれたということでもいいのか。

三輪部会長) いや、違う。4品目の例示としてのようかんである。

篠塚委員) それで私の質問は、ここの一応原則、CPIのウェイトを使って0.1%というところは分かるが、それに満たないウェイトの品目であっても非常に購入頻度が高いものを選ぶというときに、それは今度どういう基準なのか。例えば購入品目を年齢・階層別に突出していれば選ぶのか。そこのところの基準がどんなふうになって、ここで皆さんが合意したのかが分からないので、そこを教えていただきたい。

美添会長) 世帯階層別の購入頻度を参考にするという基準が追加されたと理解できる。厳密な基準は、ほかの品目にもない。1万分の1以上であっても価格調査の実施が困難なものは採用されないわけだから、明確な基準に関してはよく分からない。調査実施者から正確な答えをいただくのがよさそうである。

清水室長) 当初選択したときには、原則としてCPIのウェイトが1万分の10以上というラインを設けているが、これは年齢にかかわらずすべての世帯の消費で見たときにという意味である。それに加えて、今回新たに追加したのは若年層という層、世帯主の年齢階級で見て若い人たちの層で見て1万分の10を超えるものは何かというのを見た。そのときに、粉ミルクとピアノというのが上がってきて、同じように高齢者で見たときに胃腸薬、ようかんというのが上がってきたということで、この4品目を新たに追加することにした。

篠塚委員) 今のは1万分の1以上のところで見たのだが、これに満たないウェイトの品目であってもという説明とは矛盾しないか。

清水室長) すべての世帯で見たときには1万分の10に満たないのだが、高齢者だけで見たときに1万分の10を超える品目というのがあって、それが胃腸薬とようかんだったという意味である。

美添会長) 今の説明のとおりで、よろしいか。世帯グループを分割するとウェイトが高くなるものを採用した。全世界帯ではウェイトはこの基準以下であったということである。

篠塚委員) 了解した。

美添会長) ほかに質問等はあるか。

この調査の知名度はそれほど高くないと部会長は何度も言われたが、私も25年前までは実は



知らなかった。ところが、調べてみるとこれは大変貴重な統計で、消費者物価指数あるいは小売物価について提起されている問題に対して、相当正確に答えることができる材料が用意されている。もっと使い道はあるということが部会でも、今の舟岡委員の発言にもあったのだが、実施者としても分析ができるように人的な配分をしていただければありがたいことだと思う。我が国の価格調査、特に一般に注目される消費者物価指数を正確に理解するための情報が含まれている調査で見かけ以上に重要なものだと思う。7年に1度のセミがあらわれてきて、明確な情報を提供するという点でも、いいのであろうと思う。

ほかに意見はあるか。

反対意見はないようなので、この案を持って当審議会の答申として採択したいが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、この案を総務大臣に対して答申する。

本日2件答申を用意していただいたが、これに関し総務省統計局の高橋統計調査部長から挨拶がある。

高橋部長) 御審議をお願いしていた平成19年就業構造基本調査並びに全国物価統計調査の実施計画について、それぞれ人口・労働統計部会並びに運輸・流通統計部会を中心に熱心な御審議を頂き、本日答申の運びとなった。この場をかりて厚く御礼を申し上げたい。

総務省としては、本日の答申の内容を踏まえて、両調査が所期の成果を上げられるように万全を期して、調査実施事務を進めてまいる所存であるので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

## (2) 部会報告

### ① 第67回及び第68回人口・労働統計部会

平成18年11月17日及び11月27日に開催された第67回及び第68回人口・労働統計部会(議題:「平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

### ② 第129回及び第130回運輸・流通統計部会

平成18年11月20日及び11月28日に開催された第129回及び第130回運輸・流通統計部会(議題:「平成19年に実施される全国物価統計調査の計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

### ③ 第106回農林水産統計部会

平成18年11月20日に開催された第106回農林水産統計部会(議題:「作物統計調査等の改正について」)の開催結果について、椿部会長から報告が行われた。

## [質 疑]

美添会長) ただいま報告していただいた件について、質問、意見等があれば願する。

次回の部会で検討する内容を整理したということで、内容に踏み込んで今議論するのは難しいと思う。よろしいか。

それでは、引き続き部会での検討をお願いする。

## (3) その他

### ○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の小林統計審査官から、平成18年11月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「農業構造動態調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料4による報告が行われた。

## [質 疑]

美添会長) 報告に対して質問等はあるか。

軽微案件ということで、特に問題はないかと思う。1箇所、この報告を事前に伺って疑問に思ったのは、フェイス事項に関する欄の削除というところである。このような基本的項目の削

除はしないものだが、実は調査票にプレプリントで客体番号が入っているということで、特段問題はないものと理解した。

それでは、この件についてはこれで終わりにする。

－ 以上 －